

# 全力で取り組もう 2021 夏季闘争



「緊急事態宣言」が5月末まで延長されました。新型コロナ感染収束の目途はたっていません。住民と自治体労働者のいのちと暮らしを守る2021夏季闘争です。

**コロナ 対策**  
職員体制の強化、PCR検査を飛躍的に増やそう

変異株により大阪の新型コロナ感染者は依然として収束する気配が見えません。3度の緊急事態宣言も、住民に規制を強いるものの、生活と営業補償は不十分です。「もう、やっていけない」、「食費を削ってしのいでいる」、「ワクチンはいっ届くのか?」など不安の声が広がっています。

さらに、医療従事者や保健所職員、検査機関にこれ以上の過重労働を強いることはできません。府や市町村はPCR検査を飛躍的に増やし、感染拡大をおさえなければなりません。

また、府内市町村の職場でも感染が拡大しています。どこでも感染リスクがある自治体職場。自治体は、コロナ禍のもとで直面している危機を乗り越えるため、職員の安全対策と住民のいのちを守るために抜本的に対策を強化することが必要です。

**夏季要求 交渉で**  
すべての自治体労働者の  
処遇改善をめざそう

**定年年齢引き上げと  
会計年度任用職員制度改善が課題**



「くらし何でも相談会」のフードバンクコーナー（4月4日）大阪市内

各自自治体交渉では、正規・非正規にかかわらず、すべての自治体労働者の賃金労働条件の改善を求めます。コロナ禍を理由に公務員賃金を引き下げる動きがある中、医療・保健・介護・保育・学童など住民生活に欠かせないエッセンシャルワーカーが大半を占める自治体労働者の権利向上が必要で、職場からの要求を掲げて、労使交渉に取り組みしましょう。

案は、今年4月から再審議が始まっています。段階的に60歳から65歳へ定年年齢を引き上げていくものですが、役職定年制の導入や60歳に達した賃金は7割へ減額するなど問題があります。

また、自治体職場や職種によっては、誰もが定年まで働けるわけではありません。生涯賃金に大きな影響を与える定年制度の見直しは、重要な労働条件の変更であり、労使合意なしに実施することは許されません。

大阪労連  
1万人の

**必要生計費調査を成功させよう**



必要生計費スタート集会（4月4日）大阪市内

4月4日に、中澤秀一さん（静岡県立大学短期大学部社会学部 福祉学 准教授）を招いてスタート集会を開催しました。全国22地域で取り組まれた調査結果が、①最低賃金額の引き上げ・全国一律最低賃金制の根拠となつている、②春闘の賃金闘争の素材となつている、③公契約運動の賃金設定の基礎となつている、④人勧の標準生計費に対して、本来の公務員賃金のあり方を示している、⑤賃金と社会保障の手がかりになつている、などの意義を学びました。

**春の組織 拡大月間**  
新入職員の仲間をふやそう!

各組合では、新入職員への組合加入運動が行われています。研修が中止になり、新採歓迎会ができないなどの状況はありますが、職場訪問での対話を軸に、先輩組合員の協力を得て、工夫を凝らしながら「仲間づくり」を進めています。「労働安全衛生委員の役員から話を聞いて組合に入りました」

「労働条件や職場環境をよくするためにも組合に入つて」と先輩から真剣に話して組合に加入。共済制度を積極的に知らせて、組合加入を呼びかけるなど、新規採用職員の不安を解消するとともに、安心できるような働きかけながら組合加入を呼びかけるなど、コロナ禍の中での取り組みが続いています。

## 株共立メンテナンスによる団交拒否

### 府労委 中労委が再び断罪

組合側の主張が  
全面的に認められる

を満たすこと、②組合の要求書は義務的団交事項にあたること、③本件要求書に係る団交申し入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否の不当労働行為にあたる、と明確に判断しました。

厳しく問われる  
守口市の姿勢

株共立メンテナンスは、2020年3月に指導員13人の雇止めを強行し、守口市の学童保育の子どもたちや保護者に大きな混乱と悪影響を与えました。さらに、学童保育事業を株共立メンテナンスに委託したにも関わらず、事業主として、行政責任をどうとしない守口市の姿勢も厳しく問われています。

## 守口学童保育指導員労働組合 不当労働行為事件



中労委命令を受けての記者会見（4月27日）大阪市内

守口市の学童保育事業を受託した株共立メンテナンスが守口学童保育指導員労働組合との交渉を拒否した事件で中央労働委員会は4月26日、株共立側のすべての主張を退け、再審査申し立てを棄却しました。組合側の主張を全面的に認めた勝利命令です。命令にあたり中央労働委員

会は、①組合は労組法の要件を満たすこと、②組合の要求書は義務的団交事項にあたること、③本件要求書に係る団交申し入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否の不当労働行為にあたる、と明確に判断しました。

府労委命令に従い、団体交渉に応じなければなりません。

今月のキーワード

団交拒否＝不当労働行為

労使が対等の立場で話し合っ労働条件を決めることが近代的な労使関係です。そこで、労働組合法は労働者が団結して自由に労働組合をつくり、使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。しかし、無理解な使用者は団体交渉拒否、組合員に対する不利益取扱い、労働組合の運営に介入などをする場合がります。使用者のこうした行為を「不当労働行為」といい禁止されています。

今月のキーワード

定年制度

定年退職とは、職員が一定の年齢に達した場合に、当該年齢に達したことを理由として、所定の日に自動的に退職することです。現在の60歳定年制は1981年11月に第95回臨時国会で法案が可決され、1985年3月31日から実施されました。それまでは、年齢によって職を失うことはありませんでした。地方公務員上は「分限」として位置づけられています。